

型コロナウイルス 恩染症を

全国市長会顧問弁護士 石津

II はじめに

きた。

され、国とともに様々な対策をとって
は、中では、令和二年二月以降、新型

のと思われ、自治体の対応が必要な状況面も多岐にわたっている。
新型コロナウイルス感染症の感染が完全になくなるには今後、期間を要するもなになくなるには今後、期間を要するものと思われ、自治体の対策・対応の適否

示してきたかを紹介するものである。てきた対応について、どのような判断をナウイルス感染症に対して自治体のとっ本稿は、これまで裁判所が、新型コロ

は続くものと思われる。

2 店名公表措置

一三日判決、上告審最高裁令和六年判決、控訴審高松高裁令和五年七月(一審徳島地裁令和五年一月二五日

六月二六日決定)

争われた事案である。
本件は、コロナウイルス感染者が立寄った飲食店の店名を、県知事が飲食店経営

成業症法一六条一項は、厚生労働大臣及び都道府県知事は、収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びにの状況、動向及び原因に関する情報が必要な情報がある。成送、インターネットその他適切を新聞、放送、インターネットその他適切を新聞、放送、インターネットその他適切を新聞、放送、インターネットその他適切を新聞、放送、インターネットとの機能を表しなければならないとなった。

のである。

のである。

のである。

定めている。本件は、

県知事が右規定に基

置の違法性を否定し、 店経営者の同意なしに店名を公表した措 ウイルスが発生した場合の状況の公表に 令和二年七月二八日事務連絡 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 情報の公表に係る基本方針」、 類感染症が国内で発生した場合における 染症課・令和二年二月二七日事務連絡「一 ついて (補足)」に基づいて、県知事が飲食 法一六条一項、 (判例自治五一〇号一五八頁) 一審徳島地裁令和五年一月二五日判 厚生労働省健康局結核感 控訴審高松高裁令 厚生労働省 「新型コロナ は、 感染症 決

報)は飲食店経営者からの上告を退けた。 和五年七月一三日判決 四七頁) (判例自治五一二号一九一頁・訴訟情 上告審最高裁令和六年六月二六日 も飲食店経営者からの控訴を棄 (判例自治五一〇号

とに留意すべきである。 公表方法の相当性に照らして相当である ものであるが、 は同意を要するとの主張を認めなかった 公表の違法性を否定したものではないこ ことが求められているとし、 本件で裁判所は、店名公表措置について 公表目的の正当性、 同時に、 公表の必要性及び 店名公表について 無条件に店名

3 マスク着用

|四日決定) 四日判決、 審釧路地裁令和四年三月二九日 控訴審札幌高裁令和五年三月 上告審令和六年一月

止したため、 て申し合せを行ったところ、 って、 が同町議に対し退去を求め、 マスクを着用せずに議場で発言し、 スの感染対策の方針が確認され、そ の全員協議会において同方針につい マスクの着用を含む新型コロナウ は、 町議会の議会運営委員会にお 議長の右措置の適法性が争 一名の町議 発言を禁

後

われたものである。

いては、 る国家賠償法に基づく損害賠償請求につ 去命令、 えの対象となるものではなく、さらに退 長の退去命令、 法上違法となる余地はないと判断した。 議会運営委員会及び全員協議会は法的 「処分」に該当せず、何れも処分取消の訴 (判例自治四九四号一七頁) 内部規律の問題にとどまり、 「処分」を行ったものではなく、 審釧路地裁令和四年三月二九日判 発言禁止命令の違法を理由とす 退去命令、 発言禁止命令も法的には 発言禁止命令は議会 は、 国家賠償 また、議 町議会の 決

員からの上告を退けている。 ことが理由であって、 となるものではないとして一審の訴え却 治五〇九号一七三頁・訴訟情報) 審最高裁令和六年一月二四日決定(判例自 命令等は当該議員が議場の秩序を乱した づく損害賠償請求については、 ては一審と同様、 三月一 審とは異なる理由で訴えを退け、 の判断を是認したが、国家賠償法に基 これに対し、 や必要性を欠いたとはいえないとして ・訴訟情報)は、 四日判決 控訴審札幌高裁令和五 (判例自治四九八号九六 処分取消の訴えの対象 処分取消の訴えについ 議長の対応が合理 発言禁止 は当該議

> すべきである。 その理由づけが異なっていることに留意 害賠償請求については一審と控訴審とで て退けているが、 本件で裁判所は議員からの訴えをすべ 国家賠償法に基づく損

は、 任から外し、教育活動補助業務に従事す 拒否し、校長が当該教諭に対しクラス担 決 たとし、当該教諭の訴えを退けている。 所は感染防止策のために必要な措置であ 上の違法)が争われた事案であるが、 ることを命じたことの違法性 なお、 (判例自治五○九号一七三頁・訴訟情報 県立養護学校の教諭がマスク着用を 山形地裁令和六年一 (国家賠償法 月二三日判

4 在宅勤務

、控訴審大阪高裁令和四年一 月 四

日判決)

員会から一○年前の内部通達を根拠に、 が決定された。ところが、その後、 了承を得て、研修名目で在宅勤務すること 交通機関使用の自粛要請が政府から出 どからの入国者への二週間の自宅待機 教員が、 限の対象ではなかったスイスに滞在した れていたことから、 本件は、令和二年三月中旬に当時渡航制 帰国後、 感染拡大を受けて欧州 校長に相談し、 教育委 校長

当該教諭は命令を拒否して在宅勤務を続 ŋ の適否が争われたものである。 宅での研修は認めないと校長に連絡があ 欠勤扱いとされ、給与を減額され、そ 校長はこれを受けて出勤を命じたが

賠償を命じた。 著しく妥当を欠くとし、 に教育委員会の見解に依拠したものであ 感染拡大等の社会情勢を考慮せず、 審大阪地裁判決は、校長は新型コロナ 右在宅勤務を認めなかったことは 慰謝料を含む損害 形式的

義務があることを認めた。 頁・訴訟情報) 月二四日判決 の三日分の給与についてのみ市に支払 |務中の教諭に校長が出勤を指示するま これに対し、控訴審大阪高裁令和四年一 (判例自治五〇九号一七六 は一審判とは異なり、 在宅

命令に重大・明白な瑕疵があったとまでは ないとした控訴審の判断は正当であろう。 いえず、 本件では明示的に出勤を命じており、その 審と控訴審で判断がわかれているが、 出勤命令以降の給与減額に違法が

飲

5 営業停止

東京地裁令和四年五月 二六日 1判決)

ザ 緊急事態宣言期間中に行った営業時間 は、 都知事が、 新型インフルエン

> れた事案である。 者に対する営業停止命令の適法性が争わ 短縮の協力要請に応じなかった飲食事業

により、 ŋ することを停止する)が争われたものであ 後の都知事の措置 令和 とができるようになった。本件は、 制限等の措置を講ずべきことを命ずるこ 染症法六条七項の感染症の疾患に加えら 令和三年二月一三日、 特措法が適用されることになり、 るところ、令和二年二月以降、 者に対する措置命令(三項)を規定してい 理者に対する措置要請 る住民に対する協力要請 ナウイルス感染症が急拡大し、 (以下「特措法」という。) 三月 食店等の施設管理者に対し、 フルエンザ等とみなされ、 ロナウイルス感染症は暫定的に新型イ 午前五時までの間の営業のために使用 新型インフルエンザ等対策特別措置法 当該飲食事業者は都知事の措置が違 また四五条三項に基づき、 新型インフルエンザ緊急事態におけ 三年二月一三日の特措法の一部改正 特措法の一部改正により、新型 新型コロナウイルス感染症が感 (施設を午後八時から翌 特措法の一部改正 (二項)、 は、 (一項)、施設管 同感染症に 四五条によ 都知事は、 新型コロ 同年三月 施設使用 施設管理 その後、 右の

> 対し損害賠償請求を行ったものである。 法であるとして国家賠償法に基づき都

あり、 条三項 三年二月の特措法の一部改正による四 ものであった、 れを抑制する対策として必要かつ有用 起点とみられた飲食を中心とした人の流 業時間短縮の要請は、 があったとはいえず、 裁判所は、 日間しか効力を生じないことが確定して 命令が緊急事態宣言の解除との関係で四 あることを要するとし、 むを得ないといえる程度の個別の事情 該施設管理者に不利益処分を課しても とき」に限定しており、 済の混乱を回避するため 康を保護し、 症のまん延を防止し、 いことに加え、 施設管理者が四五条二項の要請に応じな 管理者に対する措置命令を、 き」には該当しないと判断した。その上で いたこと等から、 条二項の要請に応じないことに加え、 裁判所は、特措法四五条三項は、 要件該当性判断の当否等の検討 、命令の規定後、 ①本件措置命令に違法な目 並びに国民生活及び国 ②本件措置命令は、 新型コロナウイルス感染 右の「特に必要があると 最初の発出 クラスター 飲食店に対する営 国民の生命及び健 施設管理者が四 「特に必要があ 本件では、 飲食店等 事例 措置 施 令 民 生 当 的 Ŧi.

告から控訴がなされたが、その後、 認めていたとして、過失を否定し、 件措置命令は、 が取下げられ、確定している。 措置命令の発出の必要性を対策審議会は 経験者からの意見聴取等を踏まえており、 ために参照すべき先例がなかった、 賠償法に基づく損害賠償請求を斥けた。右 東京地方裁判所の判断に対しては、 、続保障が確保されているところ、本件 対策審議会における学識 国家 原

6 特別定額給付金

(大阪地裁令和三年四月二七日判決)

るなどして、 なものであり、 額給付金給付事業を実施するための仕組 決・判例自治四九七号五一 定したことの適否が争われた事案である。 において住民登録がされている者等に限 急経済対策として実施された特別定額給 みとして、 付金事業において、給付対象者を、基準日 止する要請を満たすものとして合理的 裁判所(大阪地裁令和三年四月二七日判 迅速に給付を実現しつつ、二重給付を ムレス等に対する支援制度を利用す 新型コロナウイルスの感染症緊 給付基準は事務負担の軽減を図 申請期限までに住居を確保 また、 非住民登録者は 頁 は、 特別定

③ 本 と判断した。 が禁止する差別的取扱いには当たらない 0) Ļ 可能性はあったとして憲法一四条一項 特別定額給付金を受給できる一定程度

新型コロナウイルス感染症患 者受入れ病床協力金

7

〔大阪地裁令和四年一○月二八日判決〕

では、 の点であったが、市の協力金支払債務の発 争点は、民事再生法上、相殺が許されるか が更生手続を受けていたことから、 じたものである。本件では、当該医療機関 たが、協力金の交付をめぐって、紛争が生 ごとに要綱を定めて協力金を交付してい 拡充した医療機関に対して、交付対象期間 ルス感染症患者受入病床を新設、増設又は 入病床の確保を図るため、 受入れ病床協力金に関する事案である。市 本件は、 新型コロナウイルス感染症患者の受 新型コロナウイルス感染症患者 新型コロナウイ 主要な

であり、 床運用の完遂を停止条件とする贈与契約 贈与契約であるところ、当該契約は受入病 要綱に基づく協力金は市と医療機関との 判決・判例自治五〇〇号七三頁)は、 裁判所 また、交付要綱に基づく協力金の (大阪地裁令和四年一〇月二八日 本件

> 用の完遂によって発生していると判断 ている。 をまたずに、 支払債務は、 市長による協力金の額の確定 交付対象期間中の受入病床運

8 情報公開

生時期等も争いとなった。

て非公開としたため、

非公開決定の適法

開請求に対し、

個人情報であるなどとし

提供した文書である。 て医師が国に報告し、

市が住民の情報公 国が地方自治体に ン接種後に副反応が疑われる事例につい

ある。市民が公開を求めたのは、 副反応の疑いに関する情報公開の

ワクチ 事案で

性が争われた。 (名古屋地裁令和五年六月一五 日

非公開とされた項目のうち患者の接 非公開とした市の決定は知 接種日、 特定の個人が識別される情 症状の発症日につい 個人が特

本件は、

新型コロナワクチン接種後

(名古屋地裁令和五年六月一五日判決)

は、 たとし、損害賠償も認めた。 権利を侵害し、住民は精神的被害を被 あわせて、 ではないと判断して非公開決定を取消 ては接種件数の多さなどから、 種時年齢、 判決・判例自治五〇一号九四頁・訴訟情報 るとして、 定される可能性は抽象的なものにとどま